

民間連携事業 精算ガイドライン 2024年度10月版 変更内容新旧対比表

No.	項目	頁数	内容	変更前（2022年3月）	変更後	備考
1	全体	－			今回改定事項の導入の適用開始は、ガイドラインの作成日。10月1日を予定	
2	全体	－	千円未満切り捨ての廃止	千円未満切り捨て	千円未満切り捨ての廃止⇒実施中の契約も適用可、契約金額を超えても超過の合計額が50万円以内であれば精算可能とする。ただし、増額できる上限額は、制度上限範囲内とする。	事務負担軽減のため、コンサルタント等契約に倣う
3	全体	－	調達担当部署名の変更	調達・派遣業務部	国際協力調達部	組織改編のため
4	はじめに	P1	精算報告書提出期限	業務委託契約約款第14条第1項に基づく期限	業務委託契約約款第14条第1項（2024年10月版の約款では第14条第2項）に基づく期限	新約款の記載を追記
5	精算処理の基本ルール	P2	支出された経費の用途の範囲	「経理処理(積算)ガイドライン」の「4. 費目の定義と留意事項」に規定されている用途の範囲	「経理処理(積算)ガイドライン」の「Ⅱ. 人件費及びⅢ.直接経費」に規定されている用途の範囲	改定「経理処理(積算)ガイドライン」の記載に合わせた
6	精算処理の基本ルール	P2	精算上限額と費目間流用	契約金額総額を超えての精算はできません。	契約金額総額を超えての精算はできません。ただし、「千円未満切捨廃止」及び対象国・地域への「特別宿泊費導入」により契約金額を超える場合は、その超過分の合計が50万円（税込）以内であれば精算金額として認めます。50万円を超過する場合は履行期間内に契約変更が必要となりますのでご注意ください。ただし、増額できる上限額は制度上限範囲内とします。	
7	精算処理の基本ルール	P3	費目間流用（直接経費のみ）	受注者の裁量で流用できるもの（小項目間）と、監督職員の承諾を得て（監督職員と業務主任者の間で打合簿を作成して）流用できるもの（中項目間）があります。 ただし、中項目間であっても、その流用額（増額）が当該費目（中項目）の5%又は50万円のいずれか低い金額の範囲内の場合に限り、受注者の裁量で流用することができます。	受注者の裁量で流用できるもの（中項目間）と、監督職員の承諾を得て（監督職員と業務主任者の間で打合簿を作成して）流用できるもの（大項目間）があります。	業務の簡素化及び受注者の裁量拡大によるもの
8	精算に係る提出書類と提出時期、提出先	P4	精算報告書の提出方法	なお、2022年4月1日以降に精算報告書を提出する分からは、従来からの紙面による提出の他、PDFによる精算報告書の提出も可能となります。PDFでの提出にあたっては、JICAウェブサイト上で本ガイドラインとは別掲の「電子精算報告書の提出・修正マニュアル」を参照して報告書を作成してください。2022年4月1日より前に精算報告書を提出される場合は、従来通り紙面での提出のみとなります。	なお、2022年4月1日以降、従来からの紙面による提出の他、PDFによる精算報告書の提出も可能となりました。PDFでの提出にあたっては、JICAウェブサイト上で本ガイドラインとは別掲の「電子精算報告書の提出・修正マニュアル」を参照して報告書を作成してください。	実態に合わせた
9	精算に係る提出書類と提出時期、提出先	P5	精算報告書一式の提出時期	－	・2024年10月版以降の約款の場合は、履行期間の末日から起算して30日まで（ただし、決算期月の8月・9月及び、2月・3月は履行期間の末日まで） また、以下、注書を追記。 2024年10月版以降の「業務委託契約約款」にて契約している場合は、提出日が異なりますのでご注意ください（業務委託契約約款第14条：履行期間の末日から起算して30日以内に、発注者に対し、契約金額精算報告書（以下「精算報告書」という。）を提出しなければならない。ただし、履行期間の末日が8月1日から9月30日まで（有償勘定を使用する案件）、及び2月1日から3月31日までとなる場合は、履行期間の末日までに提出するものとする。）。	新約款に合わせた
10	精算に係る提出書類と提出時期、提出先	P5	提出書類の提出先	調達・派遣業務部 業務支援チーム	国際協力調達部 調達経理課	組織改編のため
11	精算報告書の構成と体裁	P6	I.表紙等 直接経費費目間流用計算表（様式-5） 備考	－	2024年10月以降に精算報告書を提出する場合は不要。	業務の簡素化によるもの
12	精算報告書の構成と体裁	P6,7	II.費目別（中項目）精算報告明細書等 旅費（航空賃） 証拠書類、証拠書類附属書（航空賃） 現地活動費 現地活動支出実績総括表、 証拠書類 本邦受入活動費 証拠書類 備考	－	※合意単価の場合は不要	合意単価を設定している場合のみ
13	精算報告書の構成と体裁	P7	II.費目別（中項目）精算報告明細書等 管理費等（特例経費） 備考	－	コロナ関連費	具体化した
14	精算報告書の構成と体裁	P7-10	体裁	－	「原本提出の場合」と「電子データ提出の場合」とに分けて記載。	実態に合わせた。また、原本提出の場合の構成について、記載のものは「構成例」とした（コンサルタント契約の構成と合わせりことも可）。
15	証拠書類	P10	領収書の要件	（f）のその他内容が十分記載されていない場合は、請求書等内訳が記載された文書（写）を添付するか、簡単な場合はその内容について補記をする必要があります。	「（f）のその他内容」が十分記載されていない場合は、請求書等内訳が記載された文書（写）を添付するか、簡単な場合は補記をする必要があります。	表現の変更
16	支払方法別の精算にあたっての取扱い	P13	海外送金手数料の例外	ただし、海外送金は高額の支払をまとめて行うこと、少額の支払は現地でを行うことを原則としますので、理由なく同じ送金先に繰り返し海外送金した場合や少額の海外送金にかかる手数料は精算の対象なりません。	ただし、海外送金は高額の支払をまとめて行うこと、少額の支払は現地でを行うことを原則とします。	
17	機材製造・購入・輸送費	P19	「売価から利益控除された価格」又は「製造原価」に関し、やむを得ない理由により変更が発生する場合、変更内容及び変更理由の妥当性を事前にJICAが（三者打合簿により）承認している場合に限り、変更後の「売価から利益控除された価格」又は「製造原価」に基づく精算が可能です。	契約時の「売価から利益控除された価格」又は「製造原価」に関し、やむを得ない理由により変更が発生する場合、変更内容及び変更理由の妥当性を事前にJICAが（2者打合簿により）承認している場合に限り、変更後の「売価から利益控除された価格」又は「製造原価」に基づく精算が可能です。	契約時の「売価から利益控除された価格」又は「製造原価」に関し、やむを得ない理由により変更が発生する場合、変更内容及び変更理由の妥当性を事前にJICAが（2者打合簿により）承認している場合に限り、変更後の「売価から利益控除された価格」又は「製造原価」に基づく精算が可能です。	業務の簡素化によるもの
18	旅費	P21-24	航空賃	－	「実費精算の場合」と「合意単価の場合」とに分けて記載。	改定「経理処理(積算)ガイドライン」の記載に合わせた
19	旅費	P21	航空賃（実費精算の場合） 変更時（会社都合、自己都合による変更を除く）の対応方法	－	「・払戻不可・日程変更不可の条件で購入した航空券のうち、やむを得ない理由により使用しなかったものの買替費用」を追記	改定「経理処理(積算)ガイドライン」の記載に合わせた
20	旅費	P21	会社都合など上記 以外の理由の対応方法	その場合の精算額は実際の搭乗日の正規割引運賃に係る運賃を証明する書類（旅行代理店が発行した見積書等）による運賃を上限とします。（変更手数料は対象外）	その場合の精算額は契約金額内訳書（又は契約金外詳細内訳書）に基づき、該当する渡航の航空賃単価を上限とします。 2024年10月以降の渡航については、渡航経路の変更は受注者の裁量、旅費の分担は、精算報告書に旅費分担の報告書を添付となりますので打合簿の取り交わしは不要です。詳細は2024年10月版「契約管理ガイドライン」<表2-5「契約変更」と「打合簿」の主な対象例>をご確認ください。（変更手数料は対象外）	改定「契約管理ガイドライン」の記載に合わせた
21	旅費	P22	変更手数料及び取消手数料	－	※2024年10月版経理処理（積算）ガイドライン適用開始以降に発生する場合は、上記の上限を5,000円廃止し、契約金額の範囲内にて精算対象とします。なお、会社都合や自己都合等によりフライトを変更した場合の手数料等については、精算対象とはなりません。	改定「経理処理(積算)ガイドライン」の記載に合わせた
22	旅費	P23	搭乗できなかった航空券の扱い	－	2024年10月版経理処理（積算）ガイドライン適用開始により、会社都合や自己都合等によるビジネスクラスや正規運賃の利用、追加費用を伴う渡航経路の変更、航空会社の変更等を行った場合、契約金額内訳書又は契約金額詳細内訳書（契約開始に当たったの合意事項にかかる打合簿の別添資料）に基づき、該当する渡航の航空賃単価を上限に精算します。	改定「経理処理(積算)ガイドライン」の記載に合わせた
23	本邦受入活動費	P24	航空賃（合意単価の場合）	－	2）航空賃（合意単価の場合） 航空賃を合意単価として契約した場合は、2024年10月版「経理処理（積算）ガイドライン」<Ⅳ.（4）精算について>をご確認ください。	合意単価を設定している場合
24	日当・宿泊料・内国旅費	P25	宿泊日数の計算	（注2）中国、モンゴル、フィリピン、ミクロネシア、マーシャル諸島が業務対象国の場合は（業務従事日数-1日）を乗じます。	（注2）モンゴル、フィリピン、ミクロネシア、マーシャル諸島が業務対象国の場合は（業務従事日数-1日）を乗じます。	中国への出張は想定されないため